

(松本市にお住まいの方へ)

新型コロナウイルス感染症で自宅療養されている方等のご家庭でのごみの捨て方

新型コロナウイルス感染症で自宅療養をされている方や感染の疑いのある方が、ご家庭でごみを出す場合には、本チラシを参考にして公衆衛生確保にご協力をお願いいたします。

なお、自宅療養されている方及び感染の疑いがある方が触れていないものについては、通常の分別区分に従って排出してください。

【心がけていただきたいこと】

(1) ごみに直接触れない

ごみ箱等にごみ袋をかぶせ、ごみ箱がいっぱいになる前に (2) のとおり封をしましょう。

(2) ごみ袋はしっかりしばって封をする

マスク等のごみに直接触れることがないように、袋をしっかりしばりましょう。なお、しばる前には袋の空気を抜きましょう。
※万一、ごみが袋の外側に触れた場合には、二重にごみ袋に入れてください。

(3) ごみを捨てた後は手を洗う

ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



【公衆衛生確保のために、ご協力いただきたいこと】

(1) 焼却できる以下のものは資源物ではなく、**「可燃ごみ」**としてお出してください。

・容器包装プラスチック類 ・ペットボトル ・紙類 ・布類

(2) 焼却することができない以下のものについては感染力がなくなるとされる期間を踏まえ、**療養期間や感染の疑いのある期間を終えてから1週間程度期間を空けて、直近の各品目の収集日に「資源物」**としてお出しいただくようお願いいたします。

・金属類 (アルミ缶・スチール缶・その他金属) ・生きびん ・雑びん
・蛍光管/乾電池/体温計 ・スプレー缶・ライター ・小型家電

★療養期間や感染の疑いのある期間が終了しましたら、通常の分別区分に従って排出してください。

【本チラシの内容に関するお問い合わせ】

松本市環境エネルギー部環境業務課

〒390-0851 長野県松本市島内 7576-1

TEL:0263-47-1096 FAX:0263-40-1335 E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

【新型コロナウイルス感染症による自宅療養に関するお問い合わせ・ご相談】

松本市保健所 TEL:0263-40-1601 (24時間対応)